

田収発第1581号  
平成19年7月23日

青森県知事  
三村申吾殿

田子町長  
松橋良



青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策における対応等  
についての要望とお尋ねしたい事項について

県境産廃不法投棄事案に関しては、汚染拡散防止対策が終了し今年度から本格的な撤去が開始される予定となっており、原状回復対策が徐々に進捗していることに対し深く敬意と感謝を申し上げます。

このような中で、青森県の実施される本格的撤去計画については、去る5月14日に開催された第13回目の県境不法投棄事案に係る住民説明会において、その方法などを定める廃棄物本格撤去マニュアル等の説明がなされました。しかしながらその時間的制約や、その後田子町が開催した第14回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会等において、住民から様々な要望やお尋ねすべき点が指摘され、町としてはこれを整理した上で、あらためて青森県の現時点での考え方や今後の対応に反映して頂きたく、別添のとおり田子町としての要望・願い及びお尋ねしたい点等をとりまとめました。

つきましては、田子町としてお尋ねしたい事項についてはご回答をいただくようお願い申し上げるとともに、田子町としての要望・願いについては、今後ともご深慮いただくようお願い申し上げます。

## 1 青森県の原状回復の基本方針と本格撤去計画について

平成15年8月に示された青森県の原状回復の基本方針の3点目においては、「なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。」

として、住民のコンセンサスが得られる場合においては現地での有効活用の可能性を謳っているのに対して、本格撤去計画の撤去方法においては、

「なお、廃棄物と互層になっている覆土については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壤環境基準を満たすものは場内で再利用する。また、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壤に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて充分に説明し、その有効な再利用の方途について検討して頂き、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。」

として、県の協議会でのコンセンサスが得られれば再利用するとされております。

当町としては、青森県の原状回復の基本方針にはいささかの変更もないと考えておりますが、仮に再利用を計画するとした場合においては、どのような方法で住民のコンセンサス(合意)を得るのかお尋ねします。住民代表が構成委員となっている青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の同意でもってコンセンサスが得られる、ということではいささか納得がいくものではないとともに、今回住民代表委員が3人減員する県のお考えも鑑みると、当町としては地元住民の視線とコンセンサスでもってという原則を貫くようお願い申し上げるものです。

なお、基本的には、住民として廃棄物等の現地での再利用については反対の立場であることを申し添えます。

## 2 普通産廃や覆土の判定方法について

判定基準が法令に基づく公定法による環境基準値だけでいいものか、住民としてはまだまだ不安があるところです。一例とすれば、旧ラグーンと呼ばれていた現在水処理施設の箇所における水質は、環境モニタリング調査において環境基準を満たす中でも化学物質の臭気がしており、昔の自然環境とは異なるものでした。これらのことからも、いくら環境基準を満たすとはい、有機溶剤臭などの臭いがするものを現場で再利用することは如何なものでしょうか。それについてのご見解をお尋ねします。

なお、環境基準は現在の科学的知見に基づく現時点での基準であり、将来この基準はより厳しい基準に見直されることが予想されます。このように基準が見直された場合は、その基準でもって再度調査を行って頂き、基準を満たさなくなったものについては、青森県の原状回復の基本方針に則して撤去なりの対応をして頂くよう要請致します。

### 3 本格撤去マニュアルについて

#### (1) 廃棄物区分について

- ① 普通産廃と特管産廃及び覆土は既往調査結果に基づき区分するとあるが、廃棄物ブロックごとに調査が判明しているのか。また、今後調査を行うとしたらいつ行いどう管理されるのか。
- ② 既往の調査で普通産廃と特管産廃とが区分されているということをこのマニュアルは前提にしているが、既往調査は10m×10m面積の1m毎の詳細調査なのか。もし詳細調査ならば、深度毎に普通産廃か特管産廃かは既知のはずで、普通産廃と思われる地点での土壤調査結果(普通産廃の場所はどこか。普通産廃の部位と全体の量)を町にお知らせ頂きたい。
- ③ 既往調査結果により、改めて普通産廃か特管産廃かの区別を行う必要がないということが前提のようであるが、特別管理産業廃棄物を扱うには資格が必要であり、その当時、どういう国家資格を有するどなたが調査したのかお知らせ頂きたい。

#### (2) 覆土分析・判定方法について

- ① 土壤に汚染がないことを町と住民に情報公開する仕組み(分析結果、何時、どこで、どのように行ったのか、分析精度など)をお知らせ頂きたい。
- ② 測定項目をガスだけに限った理由は(地山、普通産廃も同じ)何か。

ガス種として第1種特定有害物質(VOC)は勿論、亜硫酸ガスSO<sub>2</sub>やアンモニアも測定することが必要ではないか。その中で硫酸ピッチがあれば、水と反応すると有毒の亜硫酸ガスが発生し呼吸困難等重い呼吸器障害を引き起こす危険性があり、また硫酸ピッチは強酸性(pH2.0以下が大部分)であるため直接触れると肌が焼けただれることもある。作業員の安全性という点では、軍手のようなものではなく、完全装備が必要となる。

#### (3) 地山の分析・判定方法について

- ① 公開のもと行うとあるが、日程はおおむね何日前に地元に知らされるのか。
- ② 廃棄物撤去後の地山表層を目視確認というが、誰が行うのか。住民立ち会いであれば住民から疑義があり土壤分析の依頼があった場合の取り扱いに関して示して頂きたい。

#### (4) 掘削手順について

- ① その都度の掘削時に普通産廃か特管産廃かの判定あるいは掘削場所などの記録(写真を含む)は本事業の終了まで保管することになっているのかお知らせ頂きたい。
- ② 特に掘削量、法面点検結果、有機ガス濃度測定結果、各種写真記録、作業環境測定結果などは電子媒体等により保存をお願いしたい。

#### (5) 撤去量などの公表について

- ① 掘削量及び撤去量を普通産廃と特管産廃とを区分けして公表して頂きたい。

② 水分調整に使用した石灰量はその都度では大変なのかも知れないが、一日ごとにあるいは廃棄物の撤去量に応じて何kg使用したのかを公表して頂きたい。

(6) キャッピング工設置手順・管理について

遮水シートはどのように固定するのかお知らせ頂きたい。

(7) 選別工程の管理について

① 石等の洗浄処理において、油や酸・アルカリ、汚染物質の洗浄方法及び洗浄後の水や薬剤の処理方法とその流れをお知らせ頂きたい。

② 洗浄処理した石等を再利用すると言うが、その石が安全だとどう保証するのか。その根拠やその時の測定方法をお知らせ頂きたい。

③ 石等の定義をお知らせ頂きたい。

(8) 運搬マニュアルー管理体制について

運搬業者は運行開始前に、バス会社のように飲酒・酒気帯びでないことを確認する検査等を行っているのかお知らせ頂きたい。

(9) 緊急時対応表について

① 荒天時の定義をお知らせ頂きたい。

② 風向計や雨量計など測定装置はどこにあり、どのような種類かをお知らせ頂きたい。

③ 作業再開・停止の判断は、誰が責任者となり行うかをお知らせ頂きたい。

④ 「緊急対応表」によると、必要に応じて関係機関へ対応策や実施結果を報告するとあるが、その判断基準をお知らせ頂きたい。

⑤ 積雪期間や荒天時に、道路状況等から、住民から作業中止を申し入れた時の対応体制をお知らせ頂きたい。